

東海市選挙管理委員会告示第20号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数を、次のとおり告示する。

令和7年6月3日

東海市選挙管理委員会委員長 稗 田 とし恵

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（監査の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
1, 840人
- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第80条第1項（議員の解職の請求）、同法第81条第1項（長の解職の請求）及び同法第86条第1項（主要公務員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
30, 651人
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項（教育委員会の教育長及び委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
30, 651人
- 4 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村での合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
1, 840人
- 5 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併協議会設置協議についての投票の請求）及び第5条第15項（同一請求関係市町村での合併協議会設置協議についての投票の請求）に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
15, 326人